埼玉県暴追センター通信

No.77

発行：公益財団法人　埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター　　令和８年 11 月号

民暴弁護士の寄稿文



寄稿者
弁護士　吉澤俊一

【民事介入暴力対策委員会！？】

日本の弁護士（及び弁護士法人）の組織には、まず、各都道府県の管内に事務所を置く弁護士（及び弁護士法人）を会員とし、それらの会員を指導・監督等することを目的とする各都道府県弁護士会（以下「単位会」と言います。東京都には三つ、北海道に四つの単位会があり、全国では５２の単位会があります）があります。次に、日本の全ての弁護士（及び弁護士法人）と全国の単位会を会員とし、これらの会員を指導・監督等することを目的とする日本弁護士連合会（以下「日弁連」と言います）があります。そして更に、高等裁判所管轄内の単位会を会員とし、日弁連と単位会との間にあって、その間の連絡や管内弁護士相互の協力等を目的とする弁護士会連合会（高裁管轄ごとに全国で八つのブロックがあります。埼玉弁護士会は、東京高等裁判所管轄内の関東弁護士会連合会の会員となります）という三段階の組織があります。

そして、それぞれ、その組織内に民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」と言います）があります。つまり、単位会（各都道府県）民暴委員会、弁護士会連合会民暴委員会、それに日弁連民暴委員会があることになります。

御存知のように単位会民暴委員会（埼玉県では埼玉弁護士会民暴委員会）は、主として単位会内（埼玉弁護士会民暴委員会では埼玉県内）で発生した暴力団被害の救済活動を行っています。民暴被害救済の最前線の活動を行っている組織と言う訳です。

弁護士会連合会民暴委員会は、主として県境や都道府県を跨いだ民暴被害の救済活動並びに実務で培った民暴スキルや情報の相互共有等の活動を行っている組織です。全国規模の日弁連民暴委員会では出来ないような隣接都道府県（単位会）民暴委員会相互の協力関係を特色とした活動を行っています。実際、組長に対する損害賠償請求事件や組事務所の明渡請求事件等においては、隣接単位会の民暴委員会と民暴情報やスキルの共有等を行い、大きな成果を収めています。

日弁連民暴委員会の活動は多岐にわたり、部会制をとっています。民暴被害回復方法についての調査・研究・普及等を目的とする第１部会、経済取引からの反社勢力の排除に関する調査・研究・実践等を目的とする第２部会、行政対象暴力を念頭に行政機関との連携等を目的とする第３部会、暴力団撲滅に向けた総合対策について調査・研究・立

法提言等を目的とする第４部会があり、全国規模の日弁連ならではの活動をしています。

また、日弁連民暴委員会は、匿名・流動型犯罪等現代型犯罪対策に向けた警察庁や最高検との連携、民暴被害回復の支援活動に向けた全国暴力追放運動推進センターとの連携、用地買収における反社勢力排除に向けた国土交通省との連携、モンスターペアレント対策等学校における働き方改革に向けた文部科学省との連携、カスタマーハラスメント対策に向けた厚生労働省との連携など、政府や民間の関係各機関とのネットワークを構築することに重点を置いています。また、日弁連民暴委員会は、年２回全国各地で開催する民暴大会を主催し、全国の市民と連携して暴力団や反社勢力の排除活動を推進しています。政府の諸機関や市民と連携したこのような活動は、日弁連の他の委員会では見られない特筆すべき特色と言えます。

以上、単位会民暴委員会、弁護士会連合会民暴委員会、日弁連民暴委員会は、それぞれの特色を生かし、相互に協力しあいながら、全力をあげて暴力団対策、反社対策に取組んでいます。皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

寄稿者
さいたま市大宮区仲町２－２４－２
金杉仲町ビル５階吉澤総合法律事務所
☎０４８－６４７－９８９０
埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会
吉澤俊一弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信№213」から転記したものです。